

平成 21 年度第 1 回常務理事会議事録

日 時：平成 21 年 5 月 15 日（金）15：00～18：05

会 場：事務局 会議室

出席者：

理事長：吉村 泰典

副理事長：落合 和徳、和氣 徳夫

理 事：岩下 光利、岡井 崇、嘉村 敏治、吉川 史隆、小西 郁生、櫻木 範明、星合 昊、
吉川 裕之、

監 事：岡村 州博、星 和彦、丸尾 猛

第 62 回学術集会長：稲葉 憲之

第 64 回学術集会長：平松 祐司

幹事長：矢野 哲

副幹事長：澤 倫太郎

幹 事：内田 聡子、梶山 広明、金内 優典、北澤 正文、久具 宏司、小林 陽一、榊原 秀也、
下平 和久、高倉 聡、橋口 和生、濱田 洋実、阪埜 浩司、平田 修司、藤原 浩、
堀 大蔵、増山 寿

総会議長：松岡幸一郎

総会副議長：佐川 典正、清水 幸子

陪 席：海野 信也、竹下 俊行

事務局：荒木 信一、桜田 佳久

資 料

第 1 回常務理事会業務担当理事報告並びに関連協議事項予定内容

総務 1-1：入会年度別・卒業年度別新入会員数推移

総務 1-2：年代別・男女別会員数

総務 2-1：日本医学会『「医療安全調査委員会への届出範囲」『医療安全調査委員会から捜査機関への通
知範囲』に関するアンケート調査について』及び岡井委員長カバーレター

総務 2-2：国会議員シンポジウム「医療版事故調～国会での十分な審議と早期設立を求めて～」

総務 2-3：日経新聞 4 月 17 日付記事「医療事故届け出高水準」

総務 2-4：回答案

総務 3：第 65 回学術集会長候補者の公募について

総務 4-1：専門委員会小委員会

総務 4-2：ホルモン補充療法ガイドラインの取扱いに関する覚書

総務 4-3：ホルモン補充療法ガイドライン 表紙コピー

総務 5-1：厚生労働省「新型インフルエンザ対策関連情報」

総務 5-2：CDC「Interim Guidance—Pregnant Women and Swine Influenza: Considerations for Clinicians」

総務 5-3：本会ホームページ お知らせ

総務 5-4：CDC「Novel Influenza A(H1N1)Virus Infections in Three Pregnant Women—United States,
April–May 2009」

総務 5-5：CDC「Pregnant Women and Novel Influenza A(H1N1) Considerations for Clinicians」

総務 5-6：日経新聞 5 月 13 日付記事「新型インフル治療方針を公表へ」

総務 6-1：「医師法第 16 条の 2 第 1 項に規定する臨床研修に関する省令の一部を改正する省令及び関連
通知の一部改正（案）について」への意見

総務 6-2：朝日新聞 4 月 17 日付記事「研修医定数案に反発続々」

総務 7：厚生労働省母子保健課「健やか親子 21 の計画期間について」

総務 8：厚生労働省人口動態・保健統計課「ICD-11 への改訂に向けた対応について（協力依頼）」

総務 9：日本医師会「日本医師会女性医師支援センター・シンポジウムの開催について」
総務 10：日本医学会「平成 21 年度日本医学会分科会一覧に関する資料提出のお願いについて（依頼）」
総務 11：日本細胞診断学推進協会「ご後援の依頼」
総務 12：平成 21 年度第 1 回臨時総会開催について
総務 13-1：共同通信 5 月 13 日付記事「学会が除名院長の再入会認める 無断で受精卵診断」
総務 13-2：平成 20 年度第 7 回常務理事会議事録 抜粋
総務 14：平成 20 年度厚生労働省がん研究助成金「がん検診の適切な方法とその評価法の確立に関する研究」班からの書信
総務 15：日本頭痛学会「要望書」
総務 16：日本がん治療認定医機構からの委員会開催案内
総務 17：第 3 回世界産婦人科研究機構（SGI）サミットに対する後援依頼について
渉外 1：AOFOG Educational Fund 寄附者一覧
渉外 2：第 58 回 ACOG Annual Clinical Meeting 報告
渉外 3：本会の国際渉外事業について
社保 1：内保連から提出の平成 22 年度診療報酬改定要望項目
専門医制度 1：会員よりの意見書「産婦人科専門医の更新基準改訂のお願い」
専門医制度 2：日本医師会「専門医制度における出産・育児等への配慮について」
倫理 1：神経筋疾患ネットワーク「着床前診断に反対するシンポジウムへの講師依頼」
倫理 2：日経新聞 5 月 1 日付記事「議員立法 PR 合戦」
倫理 3：読売新聞 4 月 22 日付記事「代理出産実子認める」
倫理 4-1：厚生労働省「特定不妊治療費助成事業の実施医療機関における設備・人員等の指定要件に関する指針」
倫理 4-2：生殖・内分泌委員会意見
教育 1：教育委員会内委員会
教育 2：京都新聞 4 月 10 日付記事「若手産婦人科医ら京でシンポ」
広報 1：JSOG-JOBNET 事業報告
広報 2：ACOG Website 会員専用ページログイン可能人数について
広報 3：JSOG ホームページアクセス状況
コンプライアンス 1：コンプライアンス委員会資料 1
医療改革 1：産科・周産期医療再建のための平成 22 年度診療報酬改定に関する要望書（案）
医療改革 2：読売新聞 4 月 23 日付記事「当直医に割増賃金命令」
医療改革 3：「医療改革委員会」企画書
男女共同参画 1：平成 20 年度地方部会担当公開講座に於いて 100 名以上集客した地方部会の工夫
若手育成 1：第 3 回サマースクール in 美ヶ原
無番：厚生労働省「特定不妊治療費助成事業の適切な実施について」
無番：厚生労働省「特定不妊治療費助成事業実施医療機関を対象としたアンケート調査の結果について」
無番：公益社団法人申請書類 [回覧資料]
無番：NHK「取材の申し込み」
無番：子宮頸がん啓発のための市民公開講座共同発起のご提案

15：00、理事長、副理事長、常務理事の総数 11 名が全員出席し、定足数に達したため、吉村理事長が開会を宣言した。吉村理事長が議長となり、議事録署名人として、理事長、副理事長の計 3 名を選任し、これを承認した。

冒頭、吉村理事長より新型インフルエンザの発生により 5 月 2～6 日シカゴで開催の 57th ACOG への若手医師派遣を取り止めたことにつき言及があり、また、本日は新体制となって初回の常務理事会であるため、各理事及び各委員長は今年度の施政方針につき発言するよう要請があった。

I. 業務担当理事報告並びに関連協議事項

1) 総務（岩下光利理事）

岩下理事「公益社団法人化の方向性及び公益社団法人移行後に施行する定款が総会で承認された。これに伴い事務局を中心に申請書類の作成を進めており、5月18日に内閣府公益認定等委員会事務局を訪問して意見を伺う予定である。その結果を踏まえ常務理事会等で対応を協議致したい」

〔I. 本会関係〕

(1) 会員の動向

特になし

(2) 平成20年度入会動向及び平成20年度末本会会員の年代別、男女別構成について

[資料：総務 1-1, 1-2]

岩下理事「平成20年度の新入会員数は447名であり、臨床研修制度の始まる前の平成15年度415名を超えた。これはサマースクールを始め先生方のご努力で回復したものと思われる」

(3) 医療事故に関わる諸問題検討ワーキンググループ[資料：総務 2-1～3]

①日本医学会より「医療安全調査委員会への届出範囲」、「医療安全調査委員会からの捜査機関への通知範囲」に関するアンケート調査の協力依頼があった。(締切：5月15日)

②国会議員シンポジウム「医療版事故調～国会での十分な審議と早期設立を求めて～」が5月12日に星陵会館ホールで開催された。

③日本医学会アンケートへの回答案について [資料：総務 2-4]

岡井理事より回答案に関し資料に基づき「医療安全調査委員会の設立に向けて厚労省の案に対して各学会から様々な意見を出してきたが、日本医学会は意見を調整することはしてこなかった。今般日本医学会として意見を纏めて行こうとの動きとなった。大綱案に対して各学会から問題点が指摘されているが、その中で2つの点に関して日本医学会から提案があった。1つは届出範囲の問題、もう1つは捜査機関への通知範囲の問題である。この提案に対する本会の回答案を[資料：総務 2-4]に示している。届け出る事例に関しては大綱案に対して本会から意見を出している。日本医学会の案でも最初に先ず医療過誤が明らかかどうかから話が始まっている。医療安全調査委員会は事故の原因究明が目的であり再発防止をする趣旨から考えると、医療過誤があったかどうかの話から入るとその責任追及のための委員会となってしまふ懸念がある。対象事例は日本医学会の提案する文言を“ある診療行為を実施することに伴い一定の確率で発生する事象（いわゆる合併症）として医学的・合理的に説明が出来ない患者の死亡”に置き換えて、その中に医療過誤を含める方が宜しいかと思う。除外規定として“行った医療とは異なる要因により患者が死亡したことを医学的・合理的に説明できる場合は除く”を付記し、一定の確率に何らかの基準を設けることを提案したい。捜査機関へ通知する事例に関して大綱案で我々が一番問題にしていたのは、“標準的な医療から著しく逸脱した医療”との表現であるが、日本医学会の提案である“故意に近い悪質な医療行為”に置き換えることは本会の主張と殆ど同じであり賛成である。大綱案の表記“標準的な医療から著しく逸脱した医療”の具体例を挙げるまたは定義し直すのではなく、表記そのものを提言案の“故意に近い悪質な医療行為”に置き換えるよう要望することを提案している。ヒューマンエラーを刑罰の対象にしないで欲しいということに関しては、具体例の1つに“正当な理由なく、施設における医療安全のための規約を無視した医療行為に起因する死亡”を追加することを提言したい。ワーキンググループの委員からは回答案に対して異論は出ていないので、常務理事会でお認め頂きたい」との説明があった。

和氣副理事長「今後のスケジュールについて伺いたい」

岡井理事「厚労省の大綱案を自民党は未だ承認していない。民主党は民主党案を出しており、最初の出発点が相当違っている。衆議院選挙の結果如何では民主党案を検討しなければいけない可能性も出てくるので先が読めない状況である。日本医学会が各学会の意見を取り纏めた提言を出すならば相当力を持つことになると思う」

松岡議長「日本医師会も現在各都道府県の医師会員に意見を求めており、全ての都道府県の意見集約をしているところである。日本医学会は日本医師会の傘下にあるので意見は統一されるものと思う」

岡村監事「死亡を主に検討されているが、将来的には傷害もこのような基準となるのか」

岡井理事「厚労省もそのことを当然考えていると思うが、先ずは死亡例をきちんとやって行こうということであり、傷害に関しても基準は同じで広げていくこととなるのではないかと」

嘉村理事「法務省の検察審査会で検察のあり方を検討しており、そこでは患者団体の意見を取り入れて公判をもっていか決定するとの動きがあるようである。医療安全調査委員会に関しては早く決めて頂いた方が宜しいかと思う」

岡井理事「資料に示した国会議員シンポジウムに参加し、そこでの議論で感じたことだが、警察や法務省が立件し刑罰を与える方向性に動こうとしても政治家がしっかりしていれば厚労省と調整しながらいいところに落ち着かせてくれるだろうと信じたい」

以上協議の結果、特に異議なく、回答を、承認した。

(4) 第 65 回学術集会長候補者の公募について [資料：総務 3]

第 65 回学術集会長候補者の公募について、「会員へのお知らせ」をホームページ及び機関誌 7 月号に掲載したい。(機関誌原稿締切：6 月 5 日)

なお、第 65 回学術集会長候補者選定委員会の委員及び委員長を選出し、第 2 回理事会で承認を得る予定である。

吉村理事長「運営委員会と学術委員会からそれぞれ委員 6 名を選出して選定委員会を組成して頂きたい。委員長は運営委員会委員長と学術委員会委員長が交互に就任しており、今年度は運営委員会委員長の順番となる」

特に異議なく、第 65 回学術集会長候補者の公募に関する「会員へのお知らせ」の掲載につき、承認した。

(5) 専門委員会

① 専門委員会の小委員会委員について [資料：総務 4-1]

特に異議なく、委員を承認した。

② ホルモン補充療法ガイドラインは定価 2,500 円/1 冊で 5,000 冊を発刊する。また、日本更年期医学会と取扱いに関する覚書を締結したい。[資料：総務 4-2, 4-3]

特に異議なく、覚書を承認した。

(6) 新型インフルエンザに対する本会の対応について [資料：総務 5-1~6]

海野委員長「マスコミから本会に対し新型インフルエンザに関する問い合わせ等がある。本会としてどのようなスタンスで情報を提供していくのか検討して頂いた方が宜しいかと思う。本会ホームページに“お知らせ”を掲載したが、我々にとっても未知の病気に対しての議論であるので難しいとは思いますが、非常に大きな問題となっていることは確かである。[資料：総務 5-4]は CDC の感染した妊婦の症例報告である。20 症例があり、うち 3 名が入院し、1 名が ARDS を発症して亡くなっている。本日の NHK の取材はこの CDC 報告に関するもので、これだけを報道されると社会不安を招く危険があるので、本職が対応することとした。基本的には普通のインフルエンザとそれ程変わらないと思われるので、今後ワクチンが出来るまで時間を稼いで広がらないようにして、それぞれの地域で仮に妊婦が感染した場合等の対応を検討しなければならないと思う」

吉村理事長「今後本件の担当はガイドライン—産科編委員会水上委員長と周産期委員会齋藤委員長にお願いすることとしたい」

岩下理事「インフルエンザに感染した掛かり付けの妊婦が分娩で入院した場合、普通の分娩室は空調の関係で使えないのでどこで分娩させるのかということに関して、杏林大学では感染症病棟の比較的広い場所に分娩台を準備することとした。掛かり付けでない妊婦の対応は如何すべきか検討して頂きたい」

海野委員長「インフルエンザに対応する医療機関と対応しない医療機関を地域で分けた方がよいのではないかの考え方に基づいて、厚労省指導課から事務連絡が出ておりホームページにも掲載されている。分娩に至る時期に感染し症状が出ている妊婦の発生する頻度はそれ程高くはないであろうから、少数の妊婦の症例に対してどう適切に対応するかはそれぞれの地域で問題になると思う。設備はあるがお産を止めた病院があるので、そこに医師を派遣して対応することを相模原では検討している」

和氣副理事長「本会の基本方針に異存はないが、妊婦のインフルエンザ感染に関し厚労省に意見はあるのか。厚労省が動かないと対策の立てようがないのではないのか」

海野委員長「厚労省は検疫で忙殺されており余裕が全くない状況である。妊婦に関しては本会で考えないと無理ではないかと思う。それぞれの地域で心積りはして頂く必要があると思う。地域の医師会や指定医療機関を支援する立場から考えると、お金の問題が大きいと思う。日常診療を犠牲にするとなる

と病院の収益に影響が出る可能性がある。また、スタッフが感染して就業出来ない状況も想定しなくてはいけない。その時に経済的側面で国や行政が対応してくれるかどうか。その辺を運動していかなくてはいけないと思っている」

松岡議長「妊婦に関しては医師会も行政も特殊であると考えている。本会でガイドラインなり Q&A を作成して頂きたい」

吉村理事長「今の時期の Q&A をどうするかである。齋藤委員長に依頼したい」

吉川裕之理事「スペイン風邪の妊婦死亡率や流産率が高かった等の学問的なデータを押さえておく必要があるのではないか」

吉村理事長「周産期委員会にお願いすることとしたい」

(7) 第 1 回理事会で承認された臨床研修制度の改正に関する本会の意見を厚生労働省に提出した。

[資料：総務 6-1, 6-2]

(8) 6 月 27 日総会開催について [資料：総務 12]

吉村理事長「出来る限り常務理事、理事先生各位には総会に出席して頂きたい」

岩下理事「代議員の交通費等は支給しないことで宜しいか」

吉村理事長「止むを得ないと思う」

星合理事「先日の近畿産婦人科学会理事会で 6 月 27 日は近畿産婦人科学会とバッティングするため嚴重に抗議して欲しいとの決議があったのでお伝えする」

吉村理事長「急に決定したのでそういった配慮が少し足りなかったかもしれない」

岩下理事「名誉会員、功労会員にはご案内した方が宜しいか」

松岡議長「定款施行細則には名誉会員、功労会員は総会に出席し発言できる権利を有すると規定されているので案内は出した方が宜しい」

小西理事「今後毎年 6 月の最終土曜日に総会を開催し、その 2 週間前に理事会を開催することとなるか」

吉村理事長「少なくとも今後 3 年間はそうなる」

岡井理事「各地方部会にその旨通知した方が宜しいかと思う」

吉村理事長「6 月 27 日の総会案内は本会ホームページにも掲載して頂きたい」

(9) 大谷徹郎医師の本会再入会と専門医資格について [資料：総務 13-1, 13-2]

吉村理事長「大谷徹郎医師は 5 月 8 日に会費を支払って頂いたため、同日付で再入会の手続きをとった。専門医資格に関しては平成 20 年度第 7 回常務理事会で資料に示した通りの結論に至っている。これに関して本人には通知されていないと思われるが如何か」

丸尾監事「口頭で本人に伝えてある」

吉村理事長「専門医制度委員会委員長名で大谷先生に書面を提出して頂ければと思うが宜しいか」

佐川副議長「本件に関し専門医制度委員会で審議されていないが、同委員会の認定のプロセスを経なくても宜しいか。地方委員会に申請して頂き、中央委員会で審議するのが本来ではないのか。専門医番号は試験を受けずとも新番号にして宜しいのか」

丸尾監事「過去の事例に鑑みて新番号とすることとしている」

星監事「シールを 15 枚集めた段階としているが、正確には 150 単位を集めた段階である。第 7 回常務理事会では様々な意見が出され検討した結果、このような結論に至った経緯がある」

吉村理事長「今回は一応決定しているので、このままでいきたい。今後そのような事態が生じたときにどうするかを専門医制度委員会で決めて頂いた方が宜しいのではないか」

松岡議長「一定の要件を満たせば専門医の再申請が出来ることを常務理事会で認めたわけである。当然要件が満たされた段階で申請があり、そこで中央委員会が関わってくる。その時に番号をどうするかにまで踏み込んで常務理事会で議論し、新番号でということを決めた」

落合副理事長「番号をどうするかについて決めるのは専門医制度委員会ではなく総務マターである」

以上協議の結果、専門医制度委員会委員長名で専門医資格に関し第 7 回常務理事会の決定に基づき書面を提出することを、了承した。

(10) 公益社団法人申請書類の（案）作成について [資料：回覧]

荒木事務局より回覧資料につき説明があり「18 日に内閣府公益認定等委員会事務局を訪問し申請書

類案につき意見を伺う予定である。特に大きな問題が指摘されなければ6月13日の第1回理事会に申請書類案を提示し承認を得たい。18日の訪問を踏まえた上で6月27日の総会に諮る議案の内容、また別途臨時理事会を開催する必要があるか等につき整理、検討したい」との報告があった。

〔Ⅱ. 官庁関係〕

(1) 厚生労働省

①雇用均等・児童家庭局母子保健課より「健やか親子21」の計画期間は当初平成13年から平成22年までの10年間としていたが、4年間期間を延長し、平成26年までとする旨通知があった。

[資料：総務7]

②ICD-11の改訂に向けて、腫瘍に関するTAGに対して意見を述べるため、本会から国内検討委員の推薦依頼があった。[資料：総務8]

協議の結果、婦人科腫瘍委員会で委員につき検討することを、了承した。

③平成20年度厚生労働省がん研究助成金「がん検診の適切な方法とその評価法の確立に関する研究」班より子宮頸がん検診ガイドライン・ドラフト第2版が完成したので本会の見解を伺いたいとの依頼があった。婦人科腫瘍委員会で5月末までに意見聴取の上、本会として回答する予定である。

[資料：総務14]

〔Ⅲ. 関連団体〕

(1) 日本産婦人科医会

特になし

(2) 日本医師会

①日本医師会より女性医師支援センター・シンポジウム（開催日：5月30日、会場：日本医師会館）の開催通知を受領した。[資料：総務9]

(3) 日本医学会

①日本医学会より分科会一覧に関する資料提出及び評議員等に変更ある場合は通知してほしいとの依頼があった。評議員：吉村泰典理事長、連絡委員：岩下光利総務担当常務理事、医学用語委員：小西郁生教育担当常務理事、医学用語代委員：水沼英樹教育委員会副委員長への変更を5月1日付で行った。

[資料：総務10]

(4) 日本頭痛学会

①日本頭痛学会より同学会、日本神経学会のガイドライン改訂にあたり本会から委員の選出方依頼があった。[資料：総務15]

協議の結果、若槻明彦先生を推薦することを、承認した。

(5) 日本がん治療認定医機構

①日本がん治療認定医機構より2009年度第1回関連学会連絡委員会（日時：5月21日、場所：日本外科学会会議室）の開催案内があり、小西郁生常務理事が本会及び日本婦人科腫瘍学会の連絡委員として出席する予定である。[資料：総務16]

〔Ⅳ. その他〕

(1) 第48回日本臨床細胞学会秋期大会会長より「第48回日本臨床細胞学会秋期大会市民公開講座」（開催日：10月31日、会場：NTT夢天神ホール/福岡市）の後援名義使用許可についての依頼書を受領した（4月20日）。

経済的負担がなく、後援を応諾したい。

特に異議なく、承認した。

(2) 河北新報社より「女性のための漢方セミナー」（開催日：5月28日、会場：電力ホール/仙台市、協賛：㈱ツムラ）の後援名義使用許可についての依頼書を受領した（4月1日）。

経済的負担がなく、後援を応諾したい。
特に異議なく、承認した。

(3) 日本母乳の会より「第18回母乳育児シンポジウム」(開催日:8月2日~3日、会場:大阪国際会議場)の後援名義使用許可についての依頼書を受領した(4月8日)。

経済的負担がなく、後援を応諾したい。
特に異議なく、承認した。

(4) 日本子ども虐待防止学会より「日本子ども虐待防止学会第15回学術集会埼玉大会」(開催日:11月27日~28日、会場:大宮ソニックシティ)の後援名義使用許可及びホームページへのリンクについての依頼書を受領した(4月10日)。

経済的負担がなく、後援及びホームページへのリンクを応諾したい。
特に異議なく、承認した。

(5) 日本細胞診断学推進協会より子宮頸がん検診とヒトパピローマウイルス Q&A集を取り纏めたにつき本会の後援名義使用許可についての依頼書を受領した(4月8日)。後援する場合Q&A集に本会名を記載することとなる。[資料:総務11]

落合副理事長より「Q&A集の内容を検討した上で回答することとしたい」との提案があり、婦人科腫瘍委員会内のわが国におけるHPVワクチンおよびHPV検査のあり方検討委員会で内容を検討することを、了承した。

(6) 日本病態プロテアーゼ学会より「第14回日本病態プロテアーゼ学会学術集会」(開催日:8月21日~22日、会場:大阪千里ライフサイエンスセンター)の後援名義使用許可についての依頼書を受領した(4月23日)。

経済的負担がなく、後援を応諾したい。
特に異議なく、承認した。

(7) 第3回世界産婦人科研究機構(SGI)サミット岡村州博会長より「第3回世界産婦人科研究機構(SGI)サミット」(開催日:11月12日~14日、会場:仙台国際センター)の後援名義使用許可についての依頼書を受領した(5月13日)。[資料:総務17]

経済的負担がなく、後援を応諾したい。
特に異議なく、承認した。

(8) 吉村理事長より本日配布した資料”子宮頸がん啓発のための市民公開講座共同発起のご提案“につき「HPVワクチンに関して産婦人科関連では野田起一郎先生が議長である“子宮頸がん制圧をめざす専門家会議”があるが、専門家会議だけでは国に対する働きかけが難しいので、本会や日本小児科学会が協力して市民公開講座を行いながら国民運動として盛り上げていくことが大切であると思う。市民公開講座を始めとしてどのような戦略でワクチンに対する施策を練っていくか等を考えるために、本会、日本小児科学会及び専門家会議によるワーキンググループの設置を提案したい。其々3名、総勢9名位でワーキンググループを立ち上げることとし、本会の代表として嘉村敏治理事、小西郁生理事、吉川裕之理事の3名を推挙したい。私企業の顔が見え隠れするがそれらに関与させない形としたい」との提案があった。

和氣副理事長「HPVワクチンの事業は産婦人科を主体としたいとする医会の考え方との整合性は如何か」

吉村理事長「ワクチンは小児科の範疇であるとの考え方があるので、このままでいくと恐らく産婦人科は関与出来なくなることもありうる。我々もワクチンについては法制度等色々な点で知りえないことも多い。会員からワクチンを産婦人科で打つように努力して欲しいとの意見を頂いているが、なかなかそう簡単に出来るものではないと認識している」

吉川裕之理事「韓国では産婦人科と小児科では推奨年齢が違っている。小児科は11~12歳、産婦人科は15~17歳となっている。そのために国民運動にならない状況である。公費負担がないので実際に打っているのは11~12歳で3%、全体でも3%位である。欧米では広く打たれている。ドイツの推奨年齢は12~17歳と幅を持たせている。戦略的にはうまく小児科と協働しながら、一方で産婦人科の枠はしっか

りと確保することが重要だと思う。ワクチンのガイドラインは実際には小児科が作成している。協働しながら同じ推奨年齢で社会運動をすることが必要な状況である」

松岡議長「医会でも委員会を立ち上げて本会からも2名の委員に入れて頂いて検討している。一番困るのは基準等がばらばらのままで小児科が動き、産婦人科が動くことである。学術的にきちっとした基準を統一的に作り、産婦人科が主導的な立場でマニュアル等を作成することが大事である」

落合副理事長「小児科とのシェア争いよりも、本会としてはワクチンの普及という根本的なことについて市民公開講座等を行うべきである。誰が打つかはその次の問題である。なるべく多くの人に打って貰って癌を減らしていくことが究極の目的であり、その点につき議論をすべきである。きちんと3つの団体が話し合いをして、統一した歩調を取っていくことは大事である。理事長が提案されたワーキンググループを効率的に運用して頂き、実のある運動にしていけば宜しいのではないか」

小西理事「推奨を出すときには必ず本会が入っていなければならない。その時に小児科がきちんと一緒に入っていることは非常に大事である」

吉村理事長「吉川（裕）先生に於かれては産婦人科の代表として対応して頂きたい。本会としては広く国民に対してこのワクチンを分かって頂くことが一番の目的であることを認識して頂き、ワーキンググループで検討して頂きたい。付随する問題に関しては、その場その場で考えたい。先ずは普及をさせるということで、年内に1~2回程度場所を変えて市民公開講座を開催することが必要となるのではないかと考えている。私企業が全面的に関与するとスポンサーの問題等生ずるので、そのようなことがないように本会が資金を負担することも考えたい」

和氣副理事長「今の意見に全く賛成であるが、ワクチンの有効性を確認するというステップが必ず来るのでその体制は最初から確立しておかれた方が宜しい」

以上協議の結果、吉村理事長が提案された方向性で進めることを、承認した。

2) 会 計 (和氣徳夫副理事長)

和氣副理事長「公益社団法人移行に向け、会計の在り方を確立して透明性を維持して参りたい。その方向性で会計の活動を行いたいと考えている」

(1) 地方部会宛通知

①各地方部会宛に、1. 平成21年度会費、2. 過年度会費滞納者への機関誌発送停止と滞納会費納入依頼、3. 会費の送金方法、4. 入退会の取扱い、5. 住所移動などの連絡、6. 物故会員への弔電、などについて通知した。

②該当地方部会宛に、会員資格喪失の取扱いならびに対象となる2年以上会費滞納会員に対し会費納入の意思確認を依頼する文書を送付した。なお、事務局からも会費滞納会員に対し未納の場合会員資格喪失となる旨の文書を直接送付する予定である。

(2) 決算監査と会計担当理事会の開催

5月29日に平成20年度収支計算等の決算監査を行い、併せて会計担当理事会を開催する予定である。

については、平成20年度収支確定決算に関わる承認を得るための定時総会を6月27日（土）13:00から東京国際フォーラム「G701」にて開催する予定である。

3) 学 術 (吉川裕之理事)

吉川裕之理事「今年度は学術の活性化を図る施策の1つとして優秀論文賞を新設する。現在規程作成の最終段階に来ており、学術委員会を経て理事会に諮りたい。IS Awardに関して国内の演題が減り9割方が国外との現状に鑑み、国内のIS Awardを増やしたい。候補演題については国内、国外共 Oral presentationをして頂いて選考することを考えている。また、Good Poster Awardを3名ほど選考することを考えている」

吉村理事長「優秀論文賞の数はいくつか」

吉川裕之理事「原則4分野各1つであるが、最大各2つで総計8つまでを選考することが出来る」

(1) 学術委員会

1) 会議開催

①平成20年度第3回学術講演会評価委員会を5月26日に開催する予定である。

②第1回学術委員会を6月12日に開催する予定である。

2) 第61回学術講演会の参加者について

第61回学術講演会は平成21年4月3日～5日国立京都国際会館で開催された。参加者総数は4,555名〔会員3,832名、会員外395名、初期研修医99名（内会員12名、非会員87名）、学生74名、Junior Fellows 23名、IS 88名、国内招待者12名、海外招待者32名〕であった。

(2) ガイドライン—産科編委員会

①「産婦人科診療ガイドライン」頒布状況について

5月1日現在、入金済10,554冊、後払希望29冊。

②平成21年度第1回委員会を6月26日に開催する予定である。

(3) ガイドライン—婦人科外来編委員会

①平成21年度第1回委員会を7月4日、第2回委員会を7月19日、第3回委員会を8月1日に開催する予定である。

吉川裕之理事「出来れば今年度中に評価委員会を別個に設置し、来年度には発刊したいと考えている」

4) 編集（岡井 崇理事）

岡井理事「2年間は編集担当として頑張るので宜しくお願いしたい。和文誌に関しては昨年度のアンケート調査の結果を尊重して当面は紙媒体での発行を続けたい。事務連絡等の情報ばかりではなく、学術の新しい進歩、診療に関わる問題に対して本会はどう考えているのか、新しい指針が出た場合は噛み砕いて解説をして、タイミングよく正しい情報を会員にお伝えすることに力を入れたい。JOGRに関しては完全電子化がAFOGに於いて承認されたので、来年1月号から完全電子化を予定している。学術誌として質を高め、インパクトファクターもより高いものを目指したい。Publishに関する倫理問題に対するスタンスを編集として持っていなかったもので、この2年間で学術誌としてきちんとした対応が出来るように考え方を確立させたい」

(1) 会議開催

①4月JOGR編集会議、和文誌編集会議を4月17日に開催した。

②5月JOGR編集会議、和文誌編集会議を5月29日に開催する予定である。

③平成21年度第1回編集担当理事会を6月12日に開催する予定である。

(2) 英文機関誌（JOGR）投稿状況：2009年投稿分（4月末現在）

投稿数261編（うちAccept 2編、Reject 74編、Withdrawn/Unsubmitted 32編、Under Revision 30編、Under Review 116編、Pending 7編、Expired 0編）

5) 渉外（落合和徳副理事長）

落合副理事長「国際渉外に関する業務の纏めと今期方針については [資料：渉外 3] に書いたのとお目通し頂きたい。2国間の交換プログラムについて覚書のあるものもないものがあり、今後検討したい」

[会議開催]

(1) 平成21年度第1回渉外理事・幹事会議を5月15日（17:30～）開催する予定である。

落合副理事長「渉外担当の理事、幹事で情報を共有して本会の国際渉外の方針を決めていきたいと考えているので、定期的に渉外担当理事会を開催することとした」

[FIGO 関係]

(1) ネパール産婦人科学会より、FIGO Executive Board Member としてネパールを推薦してほしい旨依

頼があった。

落合副理事長「本会として既に Executive Board Member として立候補することを理事会で決定している。Vice President には丸尾監事が立候補されるので本会として強くサポートして参りたい」

(2) FIGO Committee for the Ethical Aspects of Human Reproduction and Women's Health より、Ethical Guidelines を受領した。

落合副理事長「member society の意見を求めたいとのことなので、倫理委員会に回付して検討を依頼している」

[AFOG 関係]

(1) Educational Fund について [資料: 渉外 1]

4月17日、台湾の口座へ残額 235,662 円を送金した。(送金額合計 8,353,662 円。募金額は 8,350,000 円、利息 3,662 円。) AFOG Prof. Sumpaico より、当初目標の 100 万 US ドル達成の為 Educational Fund 募金を継続する旨連絡があった。

落合副理事長「嘉村第 61 回学術集会長より 1,500 千円の寄付を頂けるとの申し出があった」

[ACOG 関係]

(1) ACOG Annual Clinical Meeting に本会より落合副理事長が出席した。(5月2日～6日)

[資料: 渉外 2]

落合副理事長より資料に基づき「Dr. Hale と色々話をさせて頂いた。新型インフルエンザ問題で若手医師や本会の幹部が訪米できなかったことにつきお詫びを申し上げた。ACOG 側としては状況は理解できるといことで、今回訪米できなかった 10 名の若手医師に対しては[資料: 渉外 2]にあるオプションを提示したいので検討して欲しいとのことであった。これに関しては渉外理事・幹事会議や教育委員会と相談して今後の方針を決めたい。教育担当理事や専門医制度担当理事など各レベルでの交流を持つためにも CREOG への参加は絶好の機会であると思う」との報告があった。

[その他]

(1) FIGO, AFOG, ACOG, SOGC, TAOG, KSOG へ、内部情報として、本会役員の英語版リスト (E-mail アドレス、所属、役職入り) を送付した。

(2) 本会の国際渉外事業及び今期の方針について [資料: 渉外 3]

6) 社 保 (星合 昊理事)

星合理事「産婦人科関連学会の社保担当役員を委員にして委員会を組成したいと考えていたが、和氣前委員長が既に内保連、外保連関係の先生方を集めて小委員会を設置して頂いていた。内保連、外保連に直接入っている先生方が集まって要望を出すシステムが既に作り上げられているので、それをより強固にして参りたい」

(1) 会議開催

①外保連手術委員会コーディングワーキンググループのコーディング作業を開始するにあたり、外保連加盟の産婦人科関連学会で作業を分担するための打合せ会を開催した。(4月24日)

②平成 21 年度第 1 回社保委員会を 4 月 24 日に開催した。

(2) 内保連へ次年度診療報酬改定要望項目を提出した。 [資料: 社保 1]

7) 専門医制度 (櫻木範明理事)

櫻木理事「年度初めの吉村理事長の挨拶の中で専門医制度の課題について述べられており、そのことを踏まえて活動したい。わが国の専門医制度は再評価と改革の過程にあり、日本専門医制評価・認定機構も整備指針の改訂を進めている。その中で厚労省が改革に本腰を入れてきているように見受けられる。

厚労省は現行の専門医制度全体について専門医の質、専門医の数、専門医制度の位置付け、専門医制度の認知、これらの4点を課題として捉えている。専門医の必要数についても本会に算定の要望が来ている。こうした諮問に答える準備、産婦人科専門医認定更新システムの質の保証、指導施設の認定基準の再評価等についての検討を始める必要があるだろうと思っている」

吉村理事長「各学会に委ねられている専門医制度を国民に分かるように、今までは外形基準（年数、研修施設等）であったが今後は内形基準（研修内容、評価、研修病院のあるべき姿等）を明確且つ厳しくすることを言うてくるのではないかということがある。4月の学術講演会での若手医師企画では専門医試験をもっと難しくした方がよいとの意見も出された。専門医制度はサブスペシャリティとの関係や新臨床研修制度導入後偏った研修を受けた人たちが試験を受ける問題に直面している。外的な圧力によって変えざるを得ない状況になっていることも事実であり、本会として良い専門医制度を作っていくことを真剣に考える時期に来ていると思う」

(1) 会議開催

- ①平成21年度第1回中央委員会を5月24日に開催する予定である。
- ②平成21年度全国地方委員会委員長会議を6月14日に開催する予定である。

(2) 第61回学術講演会生涯研修出席証明シール配付数(括弧内は第60回学術講演会)： 合計3,748枚(4,177枚)

(3) 専門医認定二次審査

面接試験担当者及び試験実行委員に面接試験担当の依頼状を送付した(4月13日)。

(4) 会員より産婦人科専門医の更新基準改訂の意見書を受領した(4月20日)。[資料:専門医制度1]

(5) 日本医師会より女性医師の専門医制度上における研修実績や更新期間等に一定の配慮を求める通知を受領した(4月24日)。[資料:専門医制度2]

櫻木理事「[資料:専門医制度1]及び[資料:専門医制度2]にある通り会員や日本医師会から要望が来ており、これらも踏まえて検討を進めたい」

8) 倫理委員会(嘉村敏治委員長)

嘉村理事「本会の見解に基づく諸登録及び着床前診断に関する臨床研究申請・認可に関わる審査については従来通り行う。諸問題が起きた場合は倫理的に注意すべき事項に関する見解に沿って処理をし、また、常務理事会に提案したい」

(1) 本会の見解に基づく諸登録(平成21年4月30日)

- ①ヒト精子・卵子・受精卵を取り扱う研究に関する登録:52研究
- ②体外受精・胚移植の臨床実施に関する登録:617施設
- ③ヒト胚および卵子の凍結保存と移植に関する登録:617施設
- ④顕微授精に関する登録:496施設
- ⑤非配偶者間人工授精に関する登録:16施設

(2) 着床前診断に関する臨床研究申請・認可について

申請件数:125例[承認95例、非承認4例、審査対象外7例、照会中3例、取り下げ1例、審査中15例]

(3) 会議開催

- ①平成21年度第1回登録・調査小委員会を4月27日に開催した。第2回登録・調査小委員会を5月27日に開催する予定である。
- ②平成21年度第1回着床前診断に関する審査小委員会を5月20日に開催する予定である。
- ③平成21年度第1回倫理委員会を6月5日に開催する予定である。

(4) 神経筋疾患ネットワークより着床前診断に反対するシンポジウム（日時：9月5日、会場：ハートピア京都）への講師として杉浦真弓理事の派遣要請があり、同理事は応諾された。[資料：倫理1]
なお、同ネットワークが開催するシンポジウムへの講師派遣要請は今回が2回目である。
吉村理事長「シンポジウムには幹事先生1名の出席をお願いしたい」
協議の結果、倫理委員会久具副委員長の出席を、了承した。

(5) 5月1日付日経新聞記事「議員立法PR合戦」に生殖医療への検討動向が記載されていることについて [資料：倫理2]

(6) 4月22日付読売新聞記事「代理出産『実子』認める」 [資料：倫理3]

(7) 厚生労働省「特定不妊治療費助成事業の実施医療機関における設備・人員等の指定要件に関する指針」改定案について [資料：倫理4-1, 4-2]
嘉村理事「厚労省の改定案が示され生殖・内分泌委員会内のリスクマネジメント委員会で検討して頂いた結果、概ね妥当との判断である」

(8) 嘉村理事より「厚労省母子保健課より特定不妊治療費助成事業実施医療機関を対象としたアンケート調査の結果を受領した。ここにはインシデント・アクシデントの報告があった施設は93施設と報告されている。これに関してはリスクマネジメント委員会で現在検討して頂いており、結果が出次第これらの施設に通知したいと考えている」

9) 教育（小西郁生理事）

小西理事「前任の岩下委員長が尽力され特に若手医師をターゲットとした様々なイベントを立ち上げてこられたので、同じような方向性で発展させて参りたいと考えている。自己研鑽が重要であるので教育委員会として生涯教育のような形で実現させたい」

(1) 会議開催

①平成21年度第1回「第2回若手医師企画委員会」を5月15日（18:00～）に開催する予定である。
②平成21年度第1回教育委員会を6月12日に開催する予定である。
③平成21年度第1回研修コーナーブラッシュアップと必修知識2011編纂委員会を6月13日に開催する予定である。

(2) 「産婦人科研修の必修知識2007」頒布状況について

5月1日現在、入金済3,785冊、校費支払のため後払希望41冊、購入依頼18冊。

(3) 教育委員会内委員会 [資料：教育1]

①前年度に倣い、教育委員会内に「研修コーナーブラッシュアップ委員会」「試験問題作成委員会」「若手医師企画委員会」を設置する。
特に異議なく、委員会設置並びに委員案を、承認した。

(4) 産婦人科医育成奨学基金制度による57th ACOG派遣の中止について

4月27日WHOが豚インフルエンザについて警戒レベルを「フェーズ4」に引き上げたのに伴い、5月2～6日シカゴで開催の57th ACOGへの若手医師10名ならびにコンダクター2名の派遣を見合わせる事とした（4月28日）。

(5) 産婦人科医育成奨学基金制度による65th SOGC（6月17日～20日）派遣について中止するか否かにつき諮りたい。

協議の結果、カナダは感染国でもあり現況に鑑み派遣中止を、承認した。
吉村理事長「若手医師3名に対しては何らかの代替案を考えて頂きたい」

(6) 4月10日付京都新聞記事「若手産婦人科医ら京でシンポ」 [資料：教育2]

10) 地方連絡委員会 (和氣徳夫委員長)

(1) 会議開催

①第1回地方連絡委員会を6月27日(土)15:00から東京国際フォーラム「409」にて開催する予定である。

和氣副理事長「総会の後に地方連絡委員会を開催する予定である」

II. 理事会内委員会報告並びに関連協議事項

1) 広報委員会 (吉川史隆委員長)

吉川史隆理事「本日開催した広報委員会・情報処理小委員会合同委員会で、Anetisを如何に普及させるかについてディスカッションした。医会の協力を得ながら普及させたいと考えている。一般会員の認知度が非常に低いので、機関誌に同封して配布できないかとの意見が出たが如何か」

平松第64回学術集会長「重量で特に問題なければ1回試行されても宜しいかと思う。医会の協力を得て上手くいったのは神奈川県である。もう一つのモデルは岡山県で、関連病院に教授名で配布の協力を依頼し成果を得ている。大学は取次ぎだけをして仲介会社に施設から直接注文する方法を試行しているが、未だうまくいっていないのでこの辺が徹底されれば量が捌けると思う。岡山ではそれでも3千部を配布できている」

吉村理事長「当初はどのような内容になるか不明であったが、4号を発行するに至り内容もしっかりしたものであることが分かってきた。徐々にゆっくりと浸透させれば宜しいかとの感じはしている。今後公益社団法人としてこのような活動は極めて大切であると認識している」

平松第64回学術集会長「今までよりも加速して頂かないとAnetisが立ち行かなくなる懸念もある」

吉川史隆理事「機関誌に同封することは継続検討とし、取り敢えず広報委員長として愛知県から頑張ってみたい。ホームページに関して、他学会のホームページを見てみると、一般の人向けに病気の説明が掲載されている。本会にはそれがないので、一般の人に沢山アクセスして貰いホームページを見て貰うとの観点から筋腫、内膜症等10~20程度のcommon diseaseの説明を掲載できないかと考えている」

吉川裕之理事「ACOGのホームページにはピルのeducation pamphletが掲載されている。ピルと腫瘍の関係についてevidenceに則り、それを印刷して渡せばおおよその説明が済んでしまうくらいの正確な情報が書かれている。ガイドラインとは別の観点で書くべきとは思いますが、患者に対して基本的な説明がそれで済むような内容であれば医師にとっても非常に便利ではないかと思う」

協議の結果、特に異議なく、本会ホームページにcommon diseaseの説明を掲載することにつき、承認した。

(1) 会議開催

①平成21年度第1回広報委員会・情報処理小委員会合同委員会を5月15日に開催した。

(2) JOB-NET 公募情報について [資料：広報1]

吉川史隆理事「JOB-NETに関し前回報告以降1名の採用が決定した」

(3) ACOG Website 会員専用ページログイン可能人数について [資料：広報2]

吉川史隆理事「4月末時点のログイン可能人数は7,301名となっている」

(4) ホームページアクセス状況について [資料：広報3]

吉川史隆理事「ホームページアクセス数は月平均115千件となっている。common diseaseの説明を掲載すれば200千、300千件にいくのではないか。その結果バナーが増えれば収益に貢献すると思う」

2) コンプライアンス委員会 (平松祐司委員長)

(1) 本会内におけるコンプライアンス委員会の位置付けと役割について [資料：コンプライアンス1]

平松委員長「本日の常務理事会でご意見を頂きコンプライアンス委員会で何をするか考えてみたい」

との発言があり、資料の説明があった。

吉村理事長「学会におけるコンプライアンス委員会の位置付けとなると利益相反や法人の事業内容をチェックすることかと思うが意見を頂きたい」

嘉村理事「法人の事業内容のチェックは監事の職務と重複しないか。役割分担はどうするのか」

澤副幹事長（同委員会副委員長）「公益法人の公開性が問われている時期であり、それに向けて本会の業務に関してコンプライアンスを明らかにしていく方針としたいと思う。監事の職務とは audit という意味では似ているが、コンプライアンス委員会はお金の問題以外にも様々な問題が生じたときに第三者的に評価する委員会と考えている。また、公益社団法人化の際に重要な要素であることは云えると思う」

吉村理事長「例えば理事や理事長の行動規範や行動指針とかが問題になるとすると、具体的には何から着手したら宜しいのか」

澤副幹事長「例えば認定法に“事業を行うに当たり、社員、役員等に特別な利益を与えない”、“株式会社等第3者に対し特別な利益を与える行為を行わない”ことが定められている。個別の事案をコンプライアンス委員会に投げて頂き、それを評価する形とし、そのプロセスを入れた方が宜しいかと考えている」

落合副理事長「コンプライアンス委員会を立ち上げたそもそもの背景には利益相反の指針を作成することがあったかと思う。学会として指針を作成すべきということで前期の運営委員会で検討した経緯がある。現在特に問題となっているCOIで、それがきちんと守られているかということを目視していかなくとも客観的に見ていくことが具体的な活動の一つかと思う」

平松委員長「一方で運営委員会内に利益相反に関するワーキンググループが設置されている」

落合副理事長「利益相反の指針が未だ出来ていないので、ポリシーをなるべく早くワーキンググループで作成し、それに準拠した活動が行われているかをコンプライアンス委員会でチェックすることから始めるのが、監事との業務分担の上では明確になるのではないかと気がする」

岡村監事「イメージとして先ず最初に利益相反ではないかと思う。例えば理事がランチョンセミナーを企画し業者に資金を負担して貰うときに利益相反に当たるかどうかを審議することが具体的な業務かと思っていた。監査とは全く異なるものと考えている。外部からの委員も入れて審議しなくてはならない問題が出てくるのではないかと思う」

吉村理事長「平岩先生に委員に入ってもらくことが必要となるかもしれない」

荒木事務局長「公益社団法人化に当たっては監事の権限も強化される。それと併せて組織としてコンプライアンス委員会を設置して公益性の観点から新規事業等を事前にチェックするシステムは必須である」

吉村理事長「色々な事業を行う上でCOIに当たるかどうかを検討する委員会と考えて頂いて宜しいのではないか」

平松委員長「利益相反の規約作成を念頭に置くと同時に、その規約に照らして本会の各事業をチェックする役割を担いたい」

吉村理事長「現在行っている事業は問題にならないと思うが、主に今後新規事業を行う場合事前に審議する委員会で宜しいかと思う」

澤副幹事長「利益相反に関するワーキンググループでは学術に関わる利益相反を議論している。コンプライアンス委員会では新規事業を開始するに当たって、役員等が関係者に対し特別な利益を与えていないかどうかを審議する。もう一つは営利団体との随意契約が適正かどうかは凄く大事なことであるので、例えば学術集会に関わるPCOとの契約で都度入札をするのか、また対価が適正かどうかは当委員会で審議する必要があるのではないかと考える」

吉村理事長「事業委託をする場合客観的に評価する機関として機能することとなる。従って委員には弁護士や公認会計士等第三者に入ってもらくことも検討しなくてはならない」

平松委員長「PCOとの事業委託について学術集会長の裁量との境界はどうなるか」

吉村理事長「コンプライアンス委員会を通さないと不味い状況になってくるのではないかと思う」

岡村監事「専門家にコンプライアンス委員会ではどのようなことをすべきか先ず聞いてみたらどうか」

吉川裕之理事「学会発表や機関誌に掲載する論文がCOIに関係してくる。学会発表の時にCOIのスライドを必ず1枚入れることが義務付けられている学会もある」

落合副理事長「利益相反に関してはポリシーメイキングをするところと、マネージメントをするところを分けておかないと客観性が無くなる。作る側とそれを適正に運用する側があるとすれば、運用がコ

ンプライアンス委員会の担うべき役割の一つではないかと思う」

平松委員長「ポリシーを作るのは本会ではどこか」

落合副理事長「利益相反に関するワーキンググループである」

吉村理事長「時間を掛けて検討して頂きたい」

3) 医療改革委員会（海野信也委員長）

海野委員長「産婦人科医療提供体制検討委員会が模様替えをして医療改革委員会となったので、宜しくお願ひしたい。[資料：医療改革 3]に企画書を示している。産婦人科医療提供体制検討委員会で行ってきたことは完全には纏めきれていないので、それを纏めた上で今年度の新規事業を行いたい。先ずアクションプランを策定し、6月の理事会を目標に諮ることとしたい。大学病院勤務医の待遇改善状況に関する調査と産婦人科動向調査に関しては今年度も行いたい。その他の調査は今後の状況に応じて対応したいと考えている。現在取り組まなくてはいけないのは、平成22年度診療報酬改定と来年度予算に関連する要望事項の取り纏めである。社保委員会で纏めている外保連、内保連の系統とは別なものとなる。[資料：医療改革 1]の要望書（案）には吉村理事長から指摘されたハイリスク分娩管理加算の増収分の現場の勤務医へのフィードバックや増額について記載している。また、県立奈良病院の時間外勤務手当訴訟の判決を考慮し勤務環境確保加算の新設を提案している。この要望書（案）に関してご意見を頂きたい」

吉村理事長「平成22年度予算の大枠が決まる前に医師確保の有効な施策について厚労省に提案すべく海野委員会で検討して頂いた。勤務医師の勤務条件や処遇の改善は要件として明記した方がよいということで（案）を作成して頂いた。時限性があるので概略この線で提出したい」

平松第64回学術集会長「ハイリスク妊娠管理加算は実際には還元はされていない」

海野委員長「仰しゃるように還元されていないので、算定要件をつけるかどうかは問題になると思う。算定要件にフィードバックがあるようにすることに関しては表現の仕方が非常に難しいのでよく考えた」

平松第64回学術集会長「愛育病院の問題（労働基準監督署が医師の勤務体制の是正勧告をした事例）に関しても全国的に同じような問題を抱えているが、その辺りはどのように考えているのか」

海野委員長「愛育病院の事例に関しては2つの側面がある。一つは時間外が適正に支払われていないこと、もう一つは労働時間が長すぎることである。労働時間に関しては現場で短期的に解決することは非常に難しく、努力する方向でやっていくしかない。時間外手当に関しては国が云っていることであり、厚労省も出来ることならやりたいと考えている。そこを今回は云った方が宜しいかと思う」

岡村監事「要望書（案）に書かれている帝王切開術1件あたり5000点加算は、保険点数を上げるという意味ではなく、加算なのか。時間外だけの話なのか」

海野委員長「勤務環境確保加算の形で全診療科の医師に対してやろうとすればこのようなスケールとなる。産婦人科だけの領域で改善を図ろうとすると、これは診療報酬だけでやるのが基本的な議論なので、産婦人科の保険診療の中でどこかに点数を余分につけることになり、従って帝王切開につけたものである」

岡村監事「未だ叩き台の段階であるとの理解で宜しいか」

海野委員長「その通りである」

岡村監事「そうであれば、総合ないし地域周産期母子医療センター+2500点に関して、地域周産期母子医療センターの認定は都道府県レベルで行っていると思うが、是非それを維持して頂きたい。即ち、今後も都道府県レベルで地域周産期母子医療センターを認定するように誘導して頂きたい。また、総会で石塚先生から質問があった産科医に対する分娩手当は分娩料が50万円以内の施設に限り支給されることに関して、分娩料は東高西低であるのでこれをそのまま適用すると格差が益々出るので、本会のスタンスとして止めるように反対を表明して頂きたい」

吉村理事長「当職から医政局に申し上げたが駄目であった。文章としては提出していないので要望書を出したい」

海野委員長「医会で纏めた分娩費用の実態調査があるので、これを基に何か云うことは出来ると思う」

落合副理事長「要望書の宛先は保険局となっているが、医政局指導課へ提出する必要はないか」

吉村理事長「基本的に要望書の宛先は保険局となる。医政局もこの点を理解している」

海野委員長「タイムスケジュールからして診療報酬の方が急ぐ状況であり、先に診療報酬をすることについて医政局との話し合いの中で合意している。来年度予算の補助金等に関してはこれから検討する」

丸尾監事「小児科には総合医療施設協議会があり、そこが発信して相当動かしている。今回この要望書を出すに当たり最重要項目はどれかを明確にしておくことが必要と思う。本会と医会が協力して協議会に類したことを産婦人科の領域でも考えて頂きたい。そうすることによりインセンティブを増やすことが出来る足がかりになると思う。小児科領域では協議会が相当動かしていると感じている」

和氣副理事長「労務環境の整備等に関して国、県、病院各 1/3 が負担する。当職の所属病院は国立病院と看做されるので、地方が国の施設に対して資金を出せない法律（地財法）があり、皆省かれてしまう。地方に任せるのであれば全てを任せないといつになっても改善しない」

星監事「それは県の判断で出せないと云っているだけである」

和氣副理事長「そうであるが県の職員の頭の中にはいつまでも残っている」

海野委員長「作戦を検討したい」

(1) 会議開催

①平成 21 年度第 1 回医療改革委員会を 6 月 12 日に開催する予定である。

(2) 産科・周産期医療再建のための平成 22 年度診療報酬改定に関する要望書（案）について

[資料：医療改革 1]

前述協議の結果、要望書（案）につき、承認した。

(3) 奈良地裁の当直医への割増賃金支払命令に関わる関連記事等 [資料：医療改革 2]

(4) 「医療改革委員会」企画について [資料：医療改革 3]

4) 男女共同参画委員会（竹下俊行委員長）

竹下委員長「主なマターは 2 点ある。一つは女性医師の継続的就労支援委員会に関しては男性の委員を入れて次世代を担う男女産婦人科医師キャリアサポート委員会に名称を変えることとしたい。女性医師の継続的就労に関しては実際に医局を運営していても大変大きな問題であり、その問題を話し合うことが中心となると思う。もう一つは女性の健康週間委員会であるが引き続き清水先生を中心に運動を展開して参りたい」

(1) 会議開催

①平成 21 年度第 1 回男女共同参画委員会を 5 月 19 日に開催する予定である。

(2) 地方部会担当公開講座で 100 名以上集客した地方部会の工夫について [資料：男女共同参画 1]

5) 若手育成委員会（齋藤滋委員長）

(1) 昨年、教育委員会が担当していた産婦人科サマースクールに関しては、若手育成委員会が今年度より対応する。

(2) 第 3 回サマースクール in 美ヶ原について [資料：若手育成 1]

平田副委員長より第 3 回サマースクールに関して資料に基づき説明があり、「募集人数は初期研修医 150 名、学生 50 名の計 200 名とすることにつき諮りたい」との提案があり、特に異議なく、承認した。

(3) 会議開催

①平成 21 年度第 1 回若手育成委員会を 7 月 3 日に開催する予定である。

最後に、嘉村第 61 回学術集会長より学術集会在成功裡に閉会したこと並びに協力に対して謝辞が述べられた。

以上